様式第１号（第４条関係）

暴力団排除に関する誓約書

私は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号。以下「条例」という。）を遵守し、市が行う契約に係る事務その他全ての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、市が行う措置について一切の異議申立ては行いません。

記

１　姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第３条各号に掲げる者（以下「排除対象者」という。）のいずれにも該当しないこと。

２　排除対象者に該当しないことを確認するため、市が所轄の警察署へ照会することに同意すること。

３　前項の照会に当たり、市から要綱第２条第７号に規定する役員等の名簿その他照会に必要な資料（以下「役員名簿等」という。）の提出を求められたときは、役員名簿等が市から所轄の警察署へ提出されることに同意した上で、速やかに提出すること。

４　市と締結した契約又は市から受けた使用許可の履行に当たり、自らが、排除対象者から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、その旨を直ちに市へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

５　第２項の照会に対する回答又は警察からの通報等の情報を、外郭団体等を含む市関係部局が共有することに同意すること。

年　　月　　日

（宛先）姫 路 市 長

〔法人・団体にあっては、事務所所在地〕

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔法人・団体にあっては、法人・団体名、代表者名〕

（ふり　がな）
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　姫路市では、姫路市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

（誓約書裏面）

○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第２条　この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑵　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

⑹　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

○　姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号）（抄）

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑵　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第７条　市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

○　姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（抄）

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　暴力団　条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。

⑵　暴力団員　条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。

⑶　暴力団関係者　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。

⑷　法人等　法人その他の団体をいう。

⑸　役員　法人等において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。

⑹　相当の責任の地位にある者　役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。

⑺　役員等　法人等にあっては、役員その他経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいい、個人にあっては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。

⑻　公有財産の処分等　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「地自法」という。）第２３８条の４第１項から第４項までの規定に基づき行政財産を貸し付け若しくは行政財産に私権を設定し、又は地自法第２３８条の５の規定に基づき普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは普通財産に私権を設定することをいう。

（契約の相手方からの排除）

第３条　市長は、次の各号に掲げる者（以下「排除対象者」という。）を公有財産の処分等の契約の相手方としないものとする。

⑴　暴力団及び暴力団員

⑵　暴力団員が役員として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）

⑶　暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者

⑷　次に掲げる行為をした者を、役員等としている者

ア　自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団又は暴力団員の威力を利用する行為

イ　暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

ウ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

（使用許可への準用）

第９条　地自法第２３８条の４第７項の規定に基づき行政財産の使用を許可する場合（以下「使用許可」という。）については、第３条から前条までの規定を準用する。